

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金交付要綱

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱（令和5年告示第7号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、要支援者等が可能な限りその住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、第1号通所事業通所型サービス・活動Bを提供する団体に対し、予算の範囲内において登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び登別市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年規則第1号）において使用する用語の例による。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、地域住民が主体で構成された団体であって、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

（1）団体を構成するすべての者が次のいずれにも該当するものであること。

ア 補助金の交付を申請する時点において、納期の到来した市税等について完納しているものであること。

イ 登別市内に住所を有するものであること。

（2）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する団体であること。

（3）登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定されるものでないこと。

（4）政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行うものでないこと。

（5）宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は

宗教活動を目的とした事業を行うものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象団体が行う第1号通所事業通所型サービス・活動Bであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護予防に資する内容であること。
- (2) 居住場所以外で5人以上が集える場所で行うこと。
- (3) 1回の開催時間が、おおむね1時間以上であること。
- (4) 原則として、毎月1回以上実施すること。
- (5) 居宅要支援被保険者等が利用者全体のおおむね半数以下であること。
- (6) 1回当たりの利用者が5人以上であること。
- (7) 本市から他の補助金の交付を受けていない事業であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金収支計画書（別記様式第3号）
- (3) 参加者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、適当でないとき認めるときは登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、登別市総合事業住民主体サービス(第1号通所事業通所型サービス・活動B)補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第6号)により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、登別市総合事業住民主体サービス(第1号通所事業通所型サービス・活動B)補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(別記様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助対象期間のうち次に定める期間(以下「交付対象期間」という。)ごとに、登別市総合事業住民主体サービス(第1号通所事業通所型サービス・活動B)補助金交付請求書(別記様式第8号)及び登別市総合事業住民主体サービス(第1号通所事業通所型サービス・活動B)補助金事業実施報告書(別記様式第9号)に関係書類を添え、交付対象期間の最終月の翌月10日までに市長に補助金の交付を請求するものとする。ただし、第2号に規定する交付対象期間については、3月末日までに請求するものとする。

- (1) 4月から9月
 - (2) 10月から3月
- 2 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から30日以内の日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに登別市総合事業住民主体サービス(第1号通所事業通所型サービス・活動B)補助金事業実績報告書(別記様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 登別市総合事業住民主体サービス(第1号通所事業通所型サービス・活動

B)

補助金収支決算書（別記様式第11号）

- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）

補助金月別利用状況書（別記様式第12号）

- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の額を確定し、登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金額確定通知書（別記様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法等が不相当と認められるとき。
- (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（書類の整備）

第12条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（留意事項）

第13条 補助対象団体、補助対象事業の実施に当たって、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 登別市が実施する認知症サポーター養成講座や介護予防リーダー研修に参加するなどボランティアの知識、技術等の向上に努めること。
- (2) 傷害保険及び損害賠償保険に加入する等、事業対象者の事故等に備えること。
- (3) 事故発生時には、市へ報告するとともに適切な対応を行わなければならない。この場合において、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第164号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の登別市総合事業住民主体サービス(第1号通所事業通所型サービスB)補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年告示第42号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の登別市総合事業住民主体サービス(第1号通所事業通所型サービス・活動B)補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表 (第5条関係)

項目	補助対象経費	補助限度額
初期費用 (事業開始 初年度及び 新規事業立 ち上げの団 体に限る。)	備品購入費	30,000 円
事務的経費 (月額)	人件費(講師謝礼に限る。)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費(送料に限る。)、保険料、手数料(振込に関することに限る。)、会場借上料及び研修参加費	10,000 円

別記様式第1号（第6条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金交付申請書

年 月 日

登別市長

所在地
名 称
代表者

年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金の交付を受けたいので、登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名

- 2 交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金収支計画書（別記様式第3号）
- (3) 参加者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）

補助金事業計画書

補助対象団体	
団体名	
団体代表者	
市内活動拠点 所在地	
参加者数	人
補助対象事業の内容	
補助対象 事業名	
サービス内容	
対象（活動） 地域	
利用料	
実施頻度	
担当者	氏名 住所 電話

別記様式第3号（第6条関係）

年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）

補助金収支計画書

年 月 日

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

1 収入の部

（単位：円）

費目	予算額	備考
収入合計（A）		

2 支出の部

（単位：円）

費目	予算額	備考
支出合計（B）		

収入合計（A）	
支出合計（B）	
差引残額（A）－（B）	

別記様式第4号（第7条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 支払方法
- 4 交付の条件
 - (1) 補助対象事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

別記様式第5号（第7条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度登別市総合事業住民
主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金については、下
記の理由により不交付の決定をいたしましたので通知します。

記

不交付決定理由

別記様式第6号（第8条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

登別市長

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金については、事業内容等の（変更・中止・廃止）をしたいため、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 （変更・中止・廃止）の理由
- 3 交付決定額 金 円
- 4 変更申請額 金 円

添付書類

- （1）変更後の事業計画書
- （2）変更後の収支計画書

別記様式第7号（第8条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付けで（変更・中止・廃止）申請のあった 年
度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金については、下記のとおり補助対象事業の（変更・中止・廃止）を承認し
ましたので、登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービ
ス・活動B）補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更後承認額 金 円

別記様式第8号（第9条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金交付請求書

年 月 日

登別市長

所在地
名 称
代表者

年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金については、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 本・支店
- (3) 普通・当座
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義人

3 添付書類

金融機関等通帳の写し

別記様式第9号（第9条関係）

年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金事業実施報告書
（通所型サービス・活動B・初期費用）

所在地
名 称
代表者

補助対象経費	品目	金額
		合計

※必要に応じて行を追加して記載してください。

年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金事業実施報告書
(通所型サービス・活動B・事務的経費)

所在地
名 称
代表者

補助対象経費	品目	金額
		合計

※必要に応じて行を追加して記載してください。

別記様式第10号（第10条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金事業実績報告書

年 月 日

登別市長

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた
年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金に係る事業が完了したので、登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助対象事業等の実績額 金 円

添付書類

- (1) 登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金収支決算書（別記様式第11号）
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金月別利用状況書（別記様式第12号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第11号（第10条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）

補助金収支決算書

年 月 日

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

1 収入の部

（単位：円）

費目	決算額	備考
収入合計（A）		

2 支出の部

（単位：円）

費目	決算額	備考
支出合計（B）		

収入合計（A）	
支出合計（B）	
差引残額（A）－（B）	

別記様式第12号（第10条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）

補助金月別利用状況書

団体名（ ）

月	開催回数 (うち要支援・事業対象者の利用がある回数)	利用者 延べ人数	うち要支援・ 事業対象者	主な実施内容
			利用者名	
4	(回)	人	利用者名	
5	(回)	人	利用者名	
6	(回)	人	利用者名	
7	(回)	人	利用者名	
8	(回)	人	利用者名	
9	(回)	人	利用者名	
10	(回)	人	利用者名	
11	(回)	人	利用者名	
12	(回)	人	利用者名	
1	(回)	人	利用者名	
2	(回)	人	利用者名	
3	(回)	人	利用者名	
合計	(回)	人	利用者名	

別記様式第13号（第10条関係）

登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）
補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金については、年 月 日付けで提出された登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金事業実績報告書に基づき、登別市総合事業住民主体サービス（第1号通所事業通所型サービス・活動B）補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円